

環状 3 号線（杉田港南台地区）  
電線共同溝 P F I 事業  
基本協定書（案）

令和 3 年 7 月 27 日

横浜市

## 目 次

第10条	(目的)	.....	1
第11条	(当事者の義務)	.....	1
第12条	(事業予定者の設立)【※本条は、SPC を設立しない場合は削除します。】	.....	1
第13条	(株式の譲渡)【※本条は、SPC を設立しない場合は削除します。】	.....	2
第14条	(業務の委託、請負)	.....	3
第15条	(事業契約)	.....	3
第16条	(準備行為)	.....	3
第17条	(事業契約の不締結)	.....	3
第18条	(事業契約不調の場合の処理)	.....	4
第19条	(有効期間)	.....	5
第20条	(解除)	.....	5
第21条	(秘密保持)	.....	5
第22条	(準拠法及び裁判管轄)	.....	6
第23条	(協議)	.....	6
第24条	別紙 1 出資者保証書様式【※本別紙は、SPC を設立しない場合は削除します。】	.....	8
第25条	別紙 2 誓約書様式【※本別紙は、SPC を設立しない場合は削除します。】	.....	10
第26条	別紙 3 業務の委託又は請負企業一覧	.....	11

## 環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業 基本協定書

横浜市（以下「市」という。）と、●、●、●、●及び●をその構成員とし（これらの各企業を以下「構成員」という。）[、●及び●をその協力会社とし（これらの企業を以下「協力会社」という。）（※SPC を設立しない場合は削除します。）]、構成員のうち●（以下「代表企業」という。）をその代表者とする[●グループ]（以下「選定グループ」という。）との間で、環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり、本基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、選定グループが一般競争入札により落札者として決定されたことを確認し、本事業及び本事業に係る資金調達並びにこれらに付随関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）を、[構成員が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）/代表企業（※SPC を設立しない場合）]と市とが締結することに向けての、市及び選定グループの義務を定めると共に、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る市及び選定グループ間の了解事項を確認することを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 市及び選定グループは、[事業予定者/代表企業（※SPC を設立しない場合）]と市とが締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 事業契約締結のための協議においては、選定グループは、本事業の入札手続における横浜市民間資金等活用事業審査委員会の要望事項及び市の要望事項を尊重するものとする。

3 選定グループは、入札提案書（選定グループが本事業の入札手続において市に提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。以下同じ。）所定の資金調達計画等に従い、[事業予定者に出資し、又は事業予定者による（※SPC を設立しない場合は削除します。）]借入れその他の資金調達を実現させるものとする。

4 選定グループは、入札説明書等（本事業に係る入札説明書その他の市が本事業の入札手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。以下同じ。）を遵守のうえ、選定グループが入札提案書に示された内容を市に対して提案したことを確認する。

（事業予定者の設立）【※本条は、SPC を設立しない場合は削除します。】

第3条 選定グループは、事業契約の仮契約の締結日の前日までに、入札説明書等及び入札提案書並びに次の各号所定の条件に従い、事業予定者を直ちに設立するものとする。

（1） 事業予定者は会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社とすること。

（2） 事業予定者の資本金は入札提案書に示された金額以上とすること。

（3） 事業予定者の本店所在地は、横浜市内とすること。

- (4) 事業予定者の定款には、会社法第 107 条第 2 項第 1 号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを規定すること。なお、事業予定者の定款には、同法第 107 条第 2 項第 1 号ロに定める事項及び同法第 140 条第 5 項ただし書きに定める事項についての定めを置いてはならない
  - (5) 事業予定者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載すること。
  - (6) 事業予定者を設立する発起人には、事業計画書に示された出資者以外の第三者を含めてはならない。
  - (7) 事業予定者の定款には、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会及び監査役の設置に関する定めを置かなければならない。
- 2 構成員は、市と事業予定者との間の事業契約の締結日において、次の各号所定の書類を提出するものとする。
- (1) 事業予定者の履歴事項全部証明書
  - (2) 認証済み原始定款の原本証明付写し
- (3) 全構成員の作成に係る別紙 1 の様式及び内容による出資者保証書
- 3 構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、事業契約に定める事業期間（以下「事業期間」という。）にわたり、次の各号所定の条件に従って出資を維持するものとする。
- (1) 構成員以外の者は事業予定者への出資を行うことができない。ただし、第 4 条に従い事業予定者の株式の譲渡を行う場合、その他市の書面による事前の承諾を得た場合を除く。
  - (2) 代表企業は事業予定者の出資者のうち最大の出資を行い、その議決権割合が事業予定者の総株主中の最大となるようにすること。
  - (3) 事業予定者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各構成員は、これらの発行を承認する株主総会において、前号に記載のある議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使しなければならない。
- 4 選定グループは、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役及び監査役を選任せしめ、これを市に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役又は監査役が改選された場合についても、同様とする。
- 5 選定グループは、事業予定者が増資を行った場合、当該増資完了後速やかに、市に対し、当該増資の結果を踏まえて、全構成員の作成に係る別紙 1 の様式及び内容による出資者保証書を更新して提出するものとし、また、当該増資の引受けを行う構成員以外の者をして、別紙 2 記載の様式及び内容による誓約書を提出させるものとする。

(株式の譲渡)【※本条は、SPC を設立しない場合は削除します。】

- 第 4 条 構成員は、事業期間が終了するまで、市の書面による事前の承諾なしに、その保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定又はその他の一切の処分を行わないものとする。
- 2 構成員は、前項に定める市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、当該譲渡に係る譲受人をして、当該譲渡と同時に、別紙 2 記載の様式及び内容による誓約書を市に提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 [事業予定者/代表企業(※SPCを設立しない場合)]による本事業の実施に関しては、各構成員[及び協力会社(※SPCを設立しない場合は削除します。)]に別紙3記載の業務を、それぞれ委託し又は請け負わせる等するものとする。

2 選定グループは、事業契約が市と[事業予定者/代表企業(※SPCを設立しない場合)]との間で締結された後、別紙3に定める各業務の開始までに各業務を委託し、請け負わせ、又はその他の契約を締結する者と[事業予定者/代表企業(※SPCを設立しない場合)]との間で、各業務に関する契約(若しくはこれに代わる覚書等)を締結させるものとし、速やかに、当該契約書の写しを、市に提出しなくてはならない。

3 第1項に基づき[事業予定者/代表企業(※SPCを設立しない場合)]から各業務を受託し又は請け負った者若しくはその他の契約を締結した者は、当該受託し又は請け負った業務若しくはその他の契約に定める内容を誠実に実施しなければならず、また、選定グループは、かかる者をして、当該受託し又は請け負った業務若しくはその他の契約に定める内容を確実に実施させるものとする。

(事業契約)

第6条 市及び選定グループは、落札者の決定後2ヶ月を目処に、[事業予定者/代表企業(※SPCを設立しない場合)]と市との間で、事業契約の仮契約を締結させるものとする。

2 市及び選定グループは、事業契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

(準備行為)

第7条 選定グループ[又は事業予定者(※SPCを設立しない場合は削除します。)]は、事業契約締結前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、選定グループ[又は事業予定者(※SPCを設立しない場合は削除します。)]に協力するものとする。

2 前項の市の協力の結果は、事業契約締結後においては必要に応じ、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。【※本項は、SPCを設立しない場合は削除します。】

(事業契約の不締結)

第8条 第6条の定めにかかわらず、構成員[又は協力会社(※SPCを設立しない場合は削除します。以下、本条において同じです。)]が本事業の入札参加資格を欠くに至った場合又は次の各号所定のいずれかに該当した場合には、市は、事業契約に関し、原則として事業契約を締結しない。ただし、当該構成員(ただし代表企業である構成員を除く。)又は協力会社に代わって、入札参加資格を有する構成員若しくは協力会社を補充し、又は、当該構成員若しくは協力会社を除く構成員及び協力会社で、全ての入札参加資格を満たし、かつ[設立予定の事業予定者の事業能力を勘案し、(※SPCを設立しない場合は削除します。)]事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断した場

合にはこの限りではない。構成員又は協力会社を補充する場合、代表企業は、当該新たな当事者に本基本協定の条件を合意させることを要し、市が要請するときは、本基本協定の当事者変更その他の必要な手続を履践するものとする。

- (1) 構成員若しくは協力会社のいずれか又はそのいずれかが構成事業者である私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 2 条第 2 項の事業者団体（以下「構成員等」という。）が、本事業の入札について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反したとして、構成員等に対する独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたときを含む。）。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、構成員等が、本事業の入札について独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (4) 構成員若しくは協力会社のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
  - (5) その他、横浜市指名停止等措置要綱に基づき、上記各号と同等若しくはそれ以上の指名停止措置を受けたとき。
- 2 第 6 条の定めにかかわらず、構成員又は協力会社が監督官庁から営業停止の監督処分（以下「営業停止処分」という。）を命じられた場合で、事業契約の締結に支障をきたすと認められるときは、市は、原則として事業契約を締結しない。ただし、当該営業停止処分を受けた構成員（ただし代表企業である構成員を除く。）又は協力会社に代わって、入札参加資格を有する構成員若しくは協力会社を補充し、又は、当該営業停止処分を受けた構成員若しくは協力会社を除く構成員及び協力会社で、全ての入札参加資格を満たし、かつ[設立予定の事業予定者の事業能力を勘案し、（※SPC を設立しない場合は削除します。）]事業契約締結及び事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が判断した場合にはこの限りではない。構成員又は協力会社を補充する場合、代表企業は、当該新たな当事者に本基本協定の条件を合意させることを要し、市が要請するときは、本基本協定の当事者変更その他の必要な手続を履践するものとする。

（事業契約不調の場合の処理）

第 9 条 [事業予定者/代表企業（※SPC を設立しない場合）]と市との間で事業契約の締

結（仮契約の締結後、本契約として効力を生じることをいう。以下同じ。）に至らなかった場合、市及び選定グループが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、市及び選定グループは、相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第8条第1項若しくは第2項の適用がある場合又は[事業予定者/代表企業（※SPCを設立しない場合）]が故意に事業契約を締結しない場合には、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を選定グループに請求できるものとし、選定グループは、市の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を連帯して市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について選定グループに対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

（有効期間）

第10条 本基本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、事業契約が終了した日を終期とする期間とする。

- 2 前項の定めにかかわらず、事業契約が締結に至らないことが明らかになったと認められる場合には、事業契約の締結不調を市が選定グループに通知した日をもって本基本協定は終了するものとする。

- 3 本基本協定の終了後も、第9条、第11条、第12条及び第13条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

（解除）

第11条 前条第1項の定めにかかわらず、事業契約の締結後に、本事業の入札手続に関し、構成員[又は協力会社（※SPCを設立しない場合は削除します。）]のいずれかが第8条第1項各号所定のいずれかに該当するとき、市は、本基本協定を解除することができるものとする。この場合、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金を選定グループに請求できるものとし、選定グループは、市の請求があり次第、当該請求において定められた金額の違約金を連帯して市に支払うものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、これにより市が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について選定グループに対する損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。

（秘密保持）

第12条 市及び選定グループは、本基本協定に関する事項につき知り得た秘密情報につき、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらないで公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示

が命じられた場合、選定グループが本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、市が議会に開示する場合、市又は選定グループがそれぞれの弁護士等のアドバイザーに守秘義務を課して開示する場合、及び市が横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年条例第 1 号）に基づき開示する場合、その他市又は選定グループが法令に基づき開示する場合はこの限りではない。

（準拠法及び裁判管轄）

第13条 本基本協定は日本国の法令及び市の定める条例に従って解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は横浜地方裁判所とする。

（協議）

第14条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて市及び選定グループが協議の上これを定めるものとする。



以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、市〔、構成員及び協力会社/及び構成員（※SPCを設立しない場合）〕がそれぞれ記名押印の上、市及び代表企業が各1通を保有する。

令和4年 月 日

市 横浜市  
所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10（市役所庁舎22階）  
横浜市長

選定グループ [●グループ]

（代表企業） ●

所在地 ●

代表者氏名 [代表取締役] ●

（構成員） ●

所在地 ●

代表者氏名 [代表取締役] ●

（構成員） ●

所在地 ●

代表者氏名 [代表取締役] ●

（構成員） ●

所在地 ●

代表者氏名 [代表取締役] ●

（構成員） ●

所在地 ●

代表者氏名 [代表取締役] ●

〔（協力会社） ●

所在地 ●

代表者氏名 [代表取締役] ●

（協力会社） ●

所在地 ●

代表者氏名 [代表取締役] ●]

別紙1 出資者保証書様式【※本別紙は、SPC を設立しない場合は削除します。】

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

横浜市長  
〔市長名〕殿

#### 出資者保証書

横浜市（以下「市」という。）及び〔SPC 名称〕（以下「事業者」という。）との間で、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付で締結された環状3号線（杉田港南台地区）電線共同溝PFI事業に係る事業契約（以下「本契約」という。）に関して、落札者である〔グループ名称〕の構成員である〔代表企業名称〕（以下「代表企業」という。）、〔構成員名称〕及び〔構成員名称〕（以下「当社ら」と総称する。）は、本日付をもって、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、本書に別段の定義がある場合を除き、本書において用いられる用語は、本契約において定義された意味を有するものとします。

#### 記

- 1 事業者が、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、かつ、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、その全てを当社らが保有し、その内訳は、〔 〕株は〔代表企業名称〕、〔 〕株は〔構成員名称〕、〔 〕株は〔構成員名称〕社であること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、当社ら以外に株主はおらず、代表企業が事業者の出資者のうち最大の出資を行っており、かつ代表企業の議決権の保有割合が、総株主中の最大であり、本契約の終了までの間、かかる状態を維持すること。
- 4 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために必要な資金調達を行うことを目的として、金融機関に対し当社らが保有する事業者の株式の全部又は一部に担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面で通知し、市の書面による事前の承諾を得た上で行うこと。また、かかる場合、担保権設定契約書の写しを、当該契約締結後速やかに市に対して提出すること。
- 5 前項に規定する場合を除き、当社らは、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 6 当社らが、市の書面による事前の承諾を得て事業者の株式を譲渡する場合、当社らは、かかる譲渡の際の譲受人をして、当該譲渡と同時に、令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日付の市及び落札者の構成員（当社らを含む。）並びに協力会社との間の基本協定書別紙2の様式及び内容と同様の誓約書を市へ提出させること。

所在地  
社名  
代表者

所在地  
社名  
代表者

所在地  
社名  
代表者

所在地  
社名  
代表者

所在地  
社名  
代表者

別紙2 誓約書様式【※本別紙は、SPC を設立しない場合は削除します。】

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

横浜市長

〔市長名〕殿

### 誓約書

当社は、本日現在、〔SPC 名称〕の株式〔 〕株を、保有しています。当社は、保有する〔SPC 名称〕の株式の譲渡、担保権の設定、その他の方法による処分を行う場合には、横浜市から事前に書面による承諾を受けるものとします。かかる承諾を得て、当社が株式を譲渡する場合には、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、これを横浜市に提出するものとし、また、担保権の設定等の処分を行う場合には、担保権設定契約書等当該処分に係る契約書の写しを、その契約締結後速やかに横浜市に提出いたします。

所在地

社名

代表者

別紙3 業務の委託又は請負企業一覧

1 ●業務

商号又は名称 ●

所在地 ●

2 ●業務

商号又は名称 ●

所在地 ●

3 ●業務

商号又は名称 ●

所在地 ●

4 ●業務

商号又は名称 ●

所在地 ●

5 ●業務

商号又は名称 ●

所在地 ●

6 ●業務

商号又は名称 ●

所在地 ●

7 ●業務

商号又は名称 ●

所在地 ●

※ 上記各業務を複数の企業で分担する場合は、分担内容ごとに商号又は名称及び所在地を記載すること。